

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係わる手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年5月29日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度静岡県西部地域地盤沈下調査（衛星画像解析）業務委託

(2) 業務目的

適切な地下水利用を図るため、地盤沈下調査を実施する。調査結果は、地下水採取条例の見直しに活用する。

(3) 対象地域

静岡県西部地域

(4) 履行期限

令和3年3月16日限り

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、8,000,000円（税込み）とする。

※衛星画像データ使用料を含む

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等

直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(6) 以下に示す、同種業務について、元請として完了した実績を有すること。

・干渉SAR解析を使用した調査業務

(7) 以下に示す、同種業務について、技術者として従事した実績を有する者を当該業務に1名以上配置できること。

・干渉SAR解析を使用した調査業務

(8) 管理技術者及び照査技術者として、技術士（情報工学部門、応用理学部門、建設部門）空間情報総括監理技術者のいずれかを有する者を配置できること。

3 業務説明書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和2年5月29日（金）から令和2年6月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時までの間

(2) 配布場所

静岡県くらし・環境部環境局水利用課水利用班で配布する。

郵送を希望する場合は、9(3)に示す照会窓口と調整すること。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

4 参加表明書及び技術提案書の提出

(1) 提出期間

令和2年5月29日（金）から令和2年6月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時までの間

(2) 提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局水利用課水利用班

(3) 提出方法

書面は持参若しくは郵送によるものとする。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書の内容を確認した上で、ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和2年6月11日（木）までに通知する。

6 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により令和2年6月11日（木）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の翌日から令和2年6月18日（木）（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非選定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和2年6月22日（月）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は4(2)と同じとし、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及びFAXにて送信する場合、その旨を電話で連絡すること。

7 契約予定者を特定するための評価項目

(1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

- ア 業務理解度
- イ 実施手順
- ウ 精度管理手法
- エ 継続性の確保
- オ 説明内容

(2) (1)による評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を契約予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、評価においてその評価点が6割に満たない者は特定しない。

(3) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和2年6月19日（金）までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者（「5 ヒアリング以降の審査対象者の選定」ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和2年6月19日（金）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和2年6月26日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和2年6月29日（月）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は4(2)と同じとし、持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及びFAXにて送信する場合、その旨を電話で連絡すること。

9 その他

(1) 詳細は、「令和2年度静岡県西部地域地盤沈下調査（衛星画像解析）業務委託 業務説明書」によるものとする。

(2) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、以下のとおりとする。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部環境局水利用課水利用班

電話番号 054-221-2256